

現状の市民・行政・議会の構図

行政

首長をトップに据えた行政は政策立案過程の節目で市民参加を募り、「民意」を反映した方針や政策を具体化し条例や施策へ反映

市民参加

(参加した住民は、住民自治の達成感を味わう)

議会

条例や施策は最終的には議会の議決や承認が不可欠

※行政主導の市民参加とは異なる民意の存在

市民不参加

議員が考える民意との調整が必要になる。

議会へ提案



これまで、多くの議会は、市民参加の必要性を議会も市民も感じていなかった。

※市民が議会を解散させたり、特定の議員を辞任させることも法的に可能である。
(地方自治法 第76条、第80条)

地域主権の時代と地方議会

行政のチェック機能に偏重していた議会
※首長に厳しい指摘をすること、首長が立場上発言できないことを質問

自治体の意思決定機関としての議会
※市民とかけ離れた観客のいない政治劇

市民との対話ツールの整備を怠ってきた。
組織として市民と向き合う組織を整備してこなかった議会

議会不要論

幅広い層の市民が参加した自治体の総意として政策を形成することを求めている。

議会に対する謙虚な反省と建設的な取り組みを期待する市民

議会は、市民参加の手立ての整備を急がなければならなくなった。

議会基本条例の制定

市民参加の議会基本条例

三つのポイント

◆「議会報告会」

議会が意思決定機関として市民と向き合場

◆「請願・陳情者の意見陳述」

◆「議員間の自由討議」

行政への一方的な議会審議では議会の意思決定過程が不透明である。

議会は議決機関であると同時に議事機関でもある。

議員間の自由討議を繰り返すことで議論の質の向上と議会の政策立案能力が高まる。

市民も議員間の自由討議に耳を傾けることで問題の核心に迫ることができる。

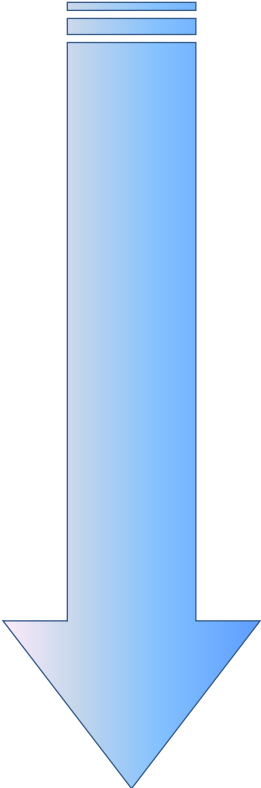
議会が市民とどう向き合うのかという本質の議論が必要

※議員報酬や政務調査費、議員定数という議員自らの身分の問題は象徴的な事例にすぎない。

議員は議会に属する組織人として、
市民は自治を日常的に担う主権者として立ち上がること

二元代表制の一翼を担う議会への市民参加は住民自治の基本

市民参加で進める議会の 政策形成ステージ



市民とのチャンネル構築

市民への説明責任遂行と意見交換

議会としての政策研究

議員間討議

機関意思の形成・決定

地域経営の根幹への有効なコミットメント